(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にプノンペンで

日本国外務大臣　岸田文雄

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　ハオ・ナムホン閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画	六十四億八千万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	七年
2　国道五号線改修計画（プレックダム－スレアマアム間）（第一期）	十六億九千九百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	九年
3　プノンペン南西部灌漑・排水施設改修・改良計画	五十六億六百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	十二年

百三十七億八千五百万円

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年六月三十日にプノンペンで

カンボジア王国
副首相兼外務国際協力大臣　ハオ・ナムホン

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第二百五十六号

平成二十六年七月十六日にビシュケクで、オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十四億九千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

キルギス側　オリガ・ラヴロヴァ財務大臣

平成二十六年七月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十七号

平成二十六年七月十六日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億九千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

キルギス側　オリガ・ラヴロヴァ財務大臣

平成二十六年七月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十八号

平成二十六年七月二日にラバトで、円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従って国営水道公社（当時）に供与されることになった下水道整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間が国営電力・水道公社と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年七月十三日まで延長される旨の口上書の交換が、モロッコ王国政府との間に行われた。

平成二十六年七月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千三十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月十日　第三十四号

二　登録認定機関の名称及び住所

有限会社オー・シー・アイ・エー・ジャパン
東京都中央区京橋三丁目五番三号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国（エクアドルを除く。）

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区京橋三丁目五番三号